

# 町長選挙は 6月27日(日)です

**投票所入場券を直接  
各世帯に郵送します**

選挙人名簿にもとづいて、「厚真町長選挙」の投票入場券を直接各世帯に郵送します。

受け取りましたら、あなたの名前、投票所をお確かめの上、投票するまで大切に保管してください。投票日には忘れずにお持ちの上、指定された投票所で投票してください。

投票できる時間は、午前七時から午後八時までです。お早めに投票を済ませるようにしましょう。

当日は、棄権防止のため、午前十時と午後三時、午後六時に消防のサイレンを鳴らします。

## 投票日当日の投票時間

**午前7時から  
午後8時まで**

## 期日前投票ができる

### 期間と場所

場所	厚真町期日前投票所 (役場1階第2会議室)
期間	6月23日(水)～6月26日(土)
時間	午前8時30分～午後8時

## 期日前投票制度が 導入されました

投票日当日に仕事や冠婚葬祭、旅行などで投票ができない方は、期日前投票ができます。

期日前投票ができるのは、六月二十三日(水)から六月二十六日(土)までの期間で、受付時間は、午前八時三十分から午後八時までです。厚真町の期日前投票所は、役場一階第二会議室です。  
詳しくは、広報あつま五月号をご覧ください。選挙管理委員会までお問い合わせください。

## 重度障害者のための 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があり、期日

前投票所での期日前投票が行えない方は、あらかじめ選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受け、本人が自宅など現住する場所投票用紙に記載し、選挙管理委員会に郵送する「郵便等による不在者投票制度」を利用することができます。

また、今回の選挙から、郵便等における不在者投票において、「代理投票制度」が新たに設けられました。

ただし、二つの制度を利用できるのは、一定の障害を持つ方に限られますので、手続きや詳しい内容については、選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 選挙運動の期間は 法で定められています

選挙運動は、選挙期日の告示後、立候補の届け出が受理されたときから選挙期日の前日までと定められています。これ以前に選挙運動をすることは、事前運動として公職選挙法で禁じられています。

## 開票は即日開票で 参観人数は二百人まで

開票は、即日開票で、総合福祉センター大集会室で行われます。

### ●開票日時

六月二十七日(日)

## 選挙人名簿登録要件

区分	登録要件
転入の場合	平成16年3月21日までに転入された方
年齢による場合	昭和59年6月28日までに生まれた方

※選挙人名簿に登録されていても、選挙当日の平成16年6月27日までに厚真町内の住所を有しなくなった方は、選挙権を失い、投票ができません。

午後九時三十分から  
※開票状況については、防災行政用無線でもお知らせします。  
●開票参観人数の制限  
開票参観人数は、到着の順番で、二百人に限られています。  
入場者は静かに参観してください。